

○国家公安委員会規則第二十号

警察法施行令（昭和二十九年政令第五百十一号）第一条第五項の規定に基づき、警察法第十二条の四第一項に規定する専門委員に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年八月十二日

国家公安委員会委員長 河野 太郎

警察法第十二条の四第一項に規定する専門委員に関する規則の一部を改正する規則

警察法第十二条の四第一項に規定する専門委員に関する規則（昭和五十五年国家公安委員会規則第七号）

の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。